

作成日 2019年6月17日

治験薬の管理に関する記録

第二大阪警察病院 治験に係る標準業務手順書 第6章 第21条2（病院長は薬剤部長を治験薬管理者とし、治験薬管理・保管させる。）について補足する。

薬剤部長が不在時は、副薬剤部長がその業務を代行する。

第二大阪警察病院
病院長 小牟田 清

